

デジタル田園都市国家構想について

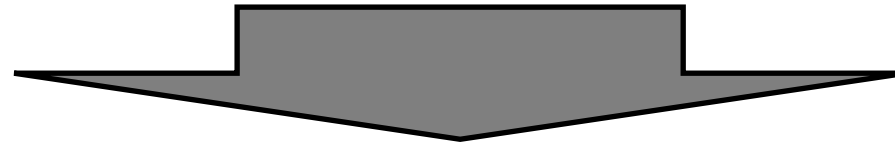
【デジタル田園都市国家構想について】

- ・岸田内閣が掲げる「新しい資本主義」の重要な柱の1つで、「デジタル実装を通じて、地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず、すべての人がデジタル化のメリットを享受できる、心豊かな暮らしを実現する」という構想を目指し、「デジタル田園都市国家構想基本方針」を令和4年6月7日に閣議決定した。

【デジタル田園都市国家構想の基本的な考え方】

- ・地方の社会課題(人口減少・少子高齢化、過疎化・東京一極集中、地域産業の空洞化)を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指す。
- ・地方での仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-being(※)の実現等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会を目指す。

※Well-being: 心身の健康だけでなく、感情としての幸せや社会的に良好な状態を維持していることなど、広義での「健康」である状態。



「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す

【基本方針で示された国の取組方針】

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる
- ② 人の流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 魅力的な地域をつくる
- ⑤ 地域の特色を活かした分野横断的な支援

(3) デジタル人材の育成・確保

- ① デジタル人材育成プラットフォームの構築
- ② 職業訓練のデジタル分野の重点化
- ③ 高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- ④ デジタル人材の地域の還流促進

(2) ハード・ソフトのデジタル基盤整備

- ① デジタルインフラの整備
- ② マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
- ③ データ連携基盤の構築
- ④ ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備
- ⑤ エネルギーインフラのデジタル化

(4) 誰一人取り残されないための取組

- ① デジタル推進員の展開
- ② デジタル共生社会の実現
- ③ 経済的事業等に基づくデジタルデバイドの是正
- ④ 利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
- ⑤ 「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開



デジタル実装を通じて、地域の社会課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率化

【国の進め方】

デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定(まち・ひと・しごと総合戦略の改訂)

- ・2024年度までの地方創生の基本的方向を定めた「まち・ひと・しごと総合戦略」を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想の中長期的な基本方向を提示する「デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)」を令和4年末に策定予定。

※戦略期間は2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度)の5か年

- ・地方公共団体は、新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂、具体的な取組を推進。国は様々な施策を活用して地方の取組を支援。

【市の対応方針(案)】

- ・現在の第2期松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国・県の総合戦略に沿って作成したものである、「デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)」についても、国・県の戦略と整合性を保つ必要があることが見込まれることから、国及び県の動向を注視し、適切に対応。